平成 15 年 3 月 17 日

「日本国債清算機関設立準備委員会」での決定事項

当委員会では、「国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ　報告書」（以下「報告書」という。）と、平成１３年５月に市場関係者を中心に設置された「国債の清算機関等に関する勉強会」（平成１４年４月解散）で取りまとめた“日本国債清算機関の設立について”（以下「素案」という。）をベースに検討を行っている。
以下は、これまでの決定事項について、報告書と素案から変更された項目や新たに決定された項目についてのまとめである。

項目	決定事項	備考
設立目的	わが国における国債の決済は、1996 年にローリング決済が導入されて以来、市場慣行の側面からは、約定から決済までの時間の短縮が図られ、旁、主要な国債決済システムである日本銀行ネットワークシステムを利用した決済においては、2001 年に即時グロス化が実現するなど、爾来決済リスクの削減努力が図られてきた。一方、国債発行量の増加に伴う国債市場の拡大や取引手法の多様化等を背景として、市場参加者等が取扱う国債の取引量、決済量も増加し、より一層の事務効率性を追求することが求められている。 このような環境下、市場参加者が協力し、日本国債店頭市場の安定性、効率性、利便性の一層の向上に寄与することを目的として、高度に機能集約され、円滑で秩序ある決済・清算等業務のための機関を設立するものである。	
商号	日本国債清算機関は、商号等を以下の通りとする。 和名　：　株式会社　日本国債清算機関 英名　：　Japan Government Bond Clearing Corporation 略称　：　ＪＧＢＣＣ	（素案 P.4）
設立の方法	市場参加者より出資を募り、株式会社を新規に設立する。	（報告書 P.4）

項目	決定事項	備考
約定照合	・ JGBCC の認めた外部照合機関にて約定照合を行うこととする。外部照合機関は、株式会社証券保管振替機構を前提とし、照合業務は同保振機構の業務（兼業）として整理する。 ・ 取引報告データに項目「清算フラグ」を新設する。	（報告書 P.3、素案 P.10-11） 約定照合の基本スキーム図については、別紙１参照。
ネッティング口座	・ ネッティング参加者は、JGBCC にネッティング口座を開設する必要がある。 ・ ネッティング参加者は、複数のネッティング口座を開設することができる。 ・ ネッティング参加者は、１つのネッティング口座につき、１つの決済口座を指定する必要がある。 ・ JGBCC は、ネッティング口座単位でネッティング及びリスク管理を行う。 ・ ネッティング参加者は､ネッティング口座開設にあたり必要となる情報を JGBCC に提出する必要がある。 ・ 特に、決済代理人・証券決済口座・資金決済口座に関しては、１ネッティング口座について各々１つ指定し提出する必要がある。	（新規決定）
債務引受対象銘柄	FB、TB、利付国債（２，４，５，６，１０，２０，３０年)、１５年変動利付国債、分離元本適格国債、分離利息適格国債、割引国債（３，５年）	（素案 P.12） 承継国債（国鉄、石油等)、個人向け国債は対象外とする。
債務引受対象取引	＜一般売買取引＞ ・ 非課税玉を対象とした取引であること。 ・ 決済日の１営業日前までに約定照合が終了していること。 ・ 約定日から受渡日までの期間が１ヵ月後の応当日未満であること。 ・ １５年変動利付国債の場合の追加条件として、約定時点で受渡金額が確定していること。 （例）約定日が条件決定前、受渡日が次回利払日以前・・清算可能	（素案 P.12）

項目	決定事項	備考
	約定日が条件決定前、受渡日が次回利払日の翌営業日以降・・清算不可能 約定日が条件決定後・・清算可能 ＜現金担保付貸借取引＞ ・　非課税玉を対象とした取引であること。 ・　スタート受渡日の１営業日前までに約定照合が終了していること。 ・　エンド受渡日に関する条件としては、約定時点でエンド受渡日が確定しており、約定日からエンド受渡日まで１年以内のもの。 ・　１５年変動利付債の場合、約定時点でエンド受渡日が利率の確定している利子計算期間内（利子計算期間の最後の日を含む）にあること。 ・　付利金利が非課税扱いとなる取引であること。 ・　エンド受渡日に担保金、付利金利、貸借料を合算した金額を決済する取引であること。 ＜現先取引＞ ・　非課税玉を対象とした取引であること。 ・　スタート受渡日の１営業日前までに約定照合が終了していること。 ・　エンド受渡日に関する条件としては、約定時点でエンド受渡日が確定しており、約定日からエンド受渡日まで１年以内のもの。 ・　１５年変動利付債の場合、約定時点でエンド受渡日が利率の確定している利子計算期間内（利子計算期間の最後の日を含む）にあること。 ・　利含み現先取引であること。 ・　現先利子が非課税扱いとなる現先取引であること。（特に非居住者との取引）	無担保の債券貸借取引は対象外。 オープンエンド取引は対象外。 個別のマージンコールは行わないこと。 リプライシングは行わないこと。 オープンエンド取引は対象外。 個別のマージンコールは行わないこと。 サブスティチューションの扱いについては、引き続き検討。 （素案 P.52-56）

項目	決定事項	備考
	・　売買金額算出比率に関してはゼロのみとする。 ＜その他＞ ・　日銀オペは対象外。 ・　新発国債発行払込、先物取引の現物決済は、当初は対象外。	 （素案 P.48） （素案 P.46-47、49-51）

以上